**売買基本契約書（商品取引）**

会社名：（以下、「売主」という。）と、会社名：（以下、「買主」という。）とは、売主と買主の間における継続的商品取引について、次の通り、基本契約を締結する。

第１条（目　的）

売主は買主に対して、売主の取扱い商品（以下、「商品」という。）を、継続的に売渡し、買主は、これを継続的に買受ける。

第２条（再販条件）

商品の再販売先、再販価格、数量等の再販条件については、売主買主協議の上別途これを定める。

２　買主は、前項に基き定められた再販条件を誠実に遵守するものとする。

第３条（取引条件等）

個々の取引きにおける商品名、種類、数量、価格、受渡および代金支払条件等については、本契約に基づき都度定めるものとする。

第４条（報　告）

買主は売主に対して、買主の再販数量、在庫数量等につき、売主指定の書式に従って毎月報告するものとする。

第５条（事前通知）

買主は売主に対して、本契約に基づく買主の販売活動に影響を及ぼすおそれのある事由が生じたときは、あらかじめ、書面をもって売主に通知するものとし、買主の事業に変更を加える場合には、更に売主からの事前承諾を受けるものとする。

第６条（担保権設定）

この契約に基いて生ずる売主に対する買主の債務を担保するために、買主は売主の指定する物件に対して根抵当権を設定する。

第７条（契約期間）

本契約の有効期間は、令和　　年　　月　　日から令和　　年　　月　　日までの満　　ヵ年とする。

２　但し、期間満了の　　ヵ月前までに、売主買主の双方から、何ら申出のないときは、本契約は期間満了の翌日から自動的に満　　ヵ年間延長されるものとし、以後も同様とする。

第８条（任意解除）

売主及び買主は、　　ヵ月前の書面による予告を相手方になすことにより、本契約を解除することができる。

第９条（契約違反による解除）

買主が本契約の条項の一に違反したときは、売主は買主に対して何ら事前の催告なく、本契約を直ちに解除できるものとする。

第１０条（買主の事由による解除）

買主において次の各号の一に係る事由が生じたときは、売主は買主に対して何ら事前の通知なく、本契約を直ちに解除できるものとする。

（１）買主が売主に対して代金の支払を滞納し、または売主の業務上の指示に従わなかったとき

（２）買主が手形、小切手の不渡りを出したとき

（３）買主が税金滞納処分を受けたとき

（４）他から破産の申請がなされたとき

（５）その他本契約に基づく売主と買主との信頼関係が損われたとき

第１１条（不可抗力）

天災地変等の事由により、売主から買主への商品引渡しに支障が生じた場合には、売主は買主に対して何ら損害賠償の責に任ずることはない。

第１２条（連帯保証人）

買主は売主から要請があったときは、売主の認める連帯保証人を立て、かかる連帯保証人に、売主に対する買主の債務を買主と連帯して保証させるものとする。

第１３条（規定外条項）

本契約に定めのない事項が生じたとき、又は、本契約各条項の解釈につき疑義が生じたときは、売主買主各誠意をもって協議し、これを解決する。

以上、本契約の成立を証するため、売主買主各１通を保有する。

令和　　年　　月　　日

売主：住所

会社名

代表取締役　　　　　　　印

買主：住所

会社名

代表取締役　　　　　　　印